

## 資料2

(たたき台)

(素案)

(案)

(決定)

# 中山町公共施設再配置計画基本構想

令和7年10月  
中山町

## I. 基本構想策定の趣旨と背景

### 1. 趣旨

- ① 再配置計画策定の目的

『住み続けられるまちをつくる』 ⇒ **中山町の都市特性に合致した都市構造確立**

住民意向(総合発展計画調査等)・住民の生活構造に適合した都市構造への転換と行政サービスの継続性を担保する人口規模の維持(好適な住宅地が不足している、県内有数の交通量を誇るベッドタウン、広域行政における優位性を最大限活かすまちづくり)

- ② 関連計画との関係性を明示 ⇒ **中山町のまちづくり全体のグランドビジョン**

(例:都市マス・立適、総合発展計画、個別施設計画、総合管理計画、各業務別に策定する個別計画等)

再配置計画(基本構想)が、どのように町全体の事業に結びつくかを図示(可能であれば PLATEAU を活用し可視化)しながら、最適化を図る

- ③ 再配置計画の実効性の確保 ⇒ **継続性を持った中長期的な事業を担保**

最大限の合意形成を図り、中核事業を最優先とする段階的かつ不可逆的な事業推進を図る

### 2. 背景

- ① 公共施設の老朽化
- ② 厳しい財政状況
- ③ 人口減少・少子高齢化
- ④ 自然災害の激甚化・多発化
- ⑤ デジタル技術の進展
- ⑥ 国内状況の変化

## II. 現状と課題

### 1. 公共施設再配置事業の経過

- ① 各施設の整理

公共施設の状況(リスト・マップ・関連図面)

- ・町が所有する公共施設の一覧を表示
- ・町が所有する公共施設を示したマップを表示
- ・公共施設が置かれている状況をしめす資料として、関連図面を表示  
⇒施設位置選定の判断に用いる図面を入れ込む

- ② 行政サービスの在り方

- ③ 住民のニーズ

- ④ 関係団体の要請

### 2. 学校の将来構想策定の経過

- ① 中山町における教育の将来構想

- ② 教育の将来構想上望まれる学校施設の類型

### 3. 行政サービスの利用者の推計

人口推計、各施設・サービスの利用者 ⇒ 集約の根拠

### III. 基本理念

#### 1. 基本理念

- ① 公共施設の集約化を行う  
行政サービスの全体最適化  
利用者の交流を生み、利便性の高い立地
- ② 多様な事業財源の確保と公共財産の総量縮減を行う  
PPP、各種補助金・交付金、財産の売り払い・貸付、跡地の活用  
公共施設再配置事業のための用地購入の制限(都市計画)  
機会損失の回避、物価高騰対応
- ③ 必要最低限かつ多機能な施設整備を行う  
スクラップ・アンド・ビルド  
民間活力
- ④ 交通弱者の利用を優先する整備を行う  
コンパクト・プラス・ネットワーク(公共交通の結節点化)  
スクール・コミュニティ・ネットワーク
- ⑤ 石子沢川流域水害対策計画など災害対策・復旧復興を前提とした整備を行う  
雨水貯留・浸透施設等を併せた整備  
防災拠点、熱中症対策拠点  
災害対策本部、避難拠点、受援拠点、備蓄拠点  
防災道の駅、防災公園、緊急輸送道路
- ⑥ 多様な身体的機能・言語・文化に対応できるデザインと機能の整備を行う  
AIによる行政サービス提供を目指した行政情報財産の活用環境  
情報弱者を支える機能  
ユニバーサルデザイン  
ダイバーシティ(外国籍住民の比率増・多言語化)への対応
- ⑦ 町の特性を活かし広域行政を前提とした整備を行う  
広域行政(交通利便性・ベッドタウン)  
県内で稀に見る道路事情
- ⑧ エリア(町)の全体の価値を向上させる整備を行う  
中山町の立地(交通利便性・ベッドタウン)を最大限活かす  
地価、公示価格、人口
- ⑨ 施設管理業務の分離独立を行う  
全施設の管理業務を非直轄業務へ  
メンテナンス効率重視
- ⑩ 学校施設との複合化・共用化を見据えた整備を行う  
学校の将来構想・施設の類型と整合  
施設共用化等に関する教育委員会の理解の促進
- ⑪ 景観と調和した整備を行う  
デザイン・設計思想の統一

## 2. 新たな施設に整備する機能

番号	区分	整備内容	備考
1	議会運営機能		
2	行政窓口機能		
3	行政執務機能		
4	生涯学習機能		
5	文化継承機能		
6	病児保育機能		
7	義務教育学校機能		
8	公共的団体執務機能		
9	防災拠点機能		
10	雨水貯留機能		
11	交通結節機能		
12	屋内遊戯・公園機能		
13	道の駅機能		
14	車両格納・倉庫機能		

## IV. 整備方針

### 1. 施設集約の方針

#### [施設の定義]

一の公共交通機関の乗降場から利用できる範囲にある建物群を一施設とする

- ① 議会・行政施設
- ② 学校施設

### 2. 新たな施設整備に伴い既存施設の利用目的変更の方針

### 3. 新たな施設整備に伴う跡地・跡施設活用の方針

## V. 推進方針

- 1. 整備スケジュール
- 2. 事業手法
- 3. 管理手法